

北海道告示第10069号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和5年1月23日

北海道知事 鈴木 直道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		登録有効期限
					名称	住所	
北海道第2928号	副産石灰肥料	ホタカールM	アルカリ分 53.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社北海道スカラップ	茅部郡鹿部町字宮浜40番地	令和11年3月17日